

むつ市農業委員会第729回総会議事録

1. 開催日時 平成28年1月15日（金）午前10時50分から午前12時
2. 開催場所 むつ市役所 大会議室A
3. 出席委員（24名）

議 席	役 職 名	氏 名
1	農 業 委 員	北 川 岩 男
3	〃	杉 山 重 一
4	〃	菊 池 秀 藏
5	〃	坂 本 正 一
6	〃	畑 中 光 政
7	〃	蛭 名 修 一
8	〃	柏 谷 均
9	会 長	立 花 順 一
11	農 業 委 員	菅 原 靖 博
13	〃	村 口 鉄 雄
14	〃	野 里 岩 雄
16	〃	向 川 則 勝
17	〃	林 忠 久
18	〃	小 林 義 顯
19	〃	柳 澤 都 市 秋
21	〃	藤 澤 伊 三 郎
22	〃	村 口 利 光
23	〃	杉 山 武 美
24	〃	本 山 日 満 夫
25	〃	柴 田 峯 生
26	〃	中 嶋 寿 樹
27	会 長 職 務 代 理 者	畑 中 重 宏
28	農 業 委 員	板 井 弘 已
30	〃	水 戸 隆 璽

4. 欠席委員（6名）

議 席	役 職 名	氏 名
2	農 業 委 員	青 木 明
1 0	〃	鴨 田 輝 雄
1 2	〃	工 藤 輝 雄
1 5	〃	嶋 影 秀 子
2 0	〃	福 永 忠 雄
2 9	〃	立 花 幸 雄

5. 議事の概要

- 日程第1 会議録署名委員の指名
 日程第2 会期の決定
 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 議案第2号 農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見について
 議案第3号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について
 報告事項 農地の転用事実に関する照会について
 その他

1. 会議に従事した職氏名

局 長 工 藤 初 男
 次 長 畑 中 誠
 主任主査 川 村 利 之
 主任主査 対 馬 亮 子

7. 会議録署名委員

1 3 番 村 口 鉄 雄 1 4 番 野 里 岩 雄

8. 会議記録者

農業委員会事務局 主任主査 対 馬 亮 子

9. 会 議 の 概 要

議長	ただいまから、むつ市農業委員会第729回総会を開催いたします。 ただいまの出席委員は、30名中24名で定足数に達しております。 本日、2番青木委員、10番鴨田委員、12番工藤委員、15番嶋影委員、20番福永委員、29番立花幸雄委員が都合により、欠席の旨通告がありましたのでご報告いたします。 これより、本日の会議を開きます。 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により議長において、13番村口委員、14番野里委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には事務局職員の対馬主任主査を指名いたします。 日程第2、会期の決定を行います。 本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	それでは、議案審議に入ります。 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について3件を、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請、3件についてをご説明いたします。 受付第1号、申請地大畑町堂近220、面積998㎡、売買による所有権移転であります。 申請地では、譲渡人（譲受人世帯が作業委託され耕作）が耕作してきたものであります。譲受後も継続して畑として利用するものであります。 調査については、12月11日畑中光政委員、柏谷委員、畑中重宏委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 受付第2号、申請地栗山町5番1、面積664㎡、贈与による所有権移転であります。 申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲受後も畑として利用するものであります。 調査については、12月18日北川委員、杉山重一委員、菅原委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 受付第3号、申請地大字奥内字今泉43番86、面積3,824㎡、売買による所有権移転であります。 申請地では、譲渡人が耕作してきたものであります。譲受後も畑として利用するものであります。 調査については、1月5日立花会長、坂本委員、菅原委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。 以上で説明を終わります。

議長	ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
畑中重宏 委員	受付第1号については、不在地主から地元の農家に移転とのことで、特に問題ありません。
議長	議案第1号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第1号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見についてを、議題に供します。 事務局より説明願います。
事務局	農地法第5条第1項の規定に基づく県知事の許可に係る意見についてをご説明いたします。 申請地は、川内町板家戸15番の内他4筆の内、面積合計4,118㎡となっております。 転用事業の理由といたしまして、大間原子力発電所新設工事に関する地質・地質構造（ボーリング調査）に係る追加地質調査のため。期間は許可の日から5月31日までとなっております。 調査につきましては、1月7日鴨田委員、水戸委員、事務局により書類による調査をした結果、やむを得ないケースに該当いたしますので、許可相当であると思われます。 以上で説明を終わります。
議長	ただいまの説明に関して、調査を行った委員から補足説明がありましたらお願いいたします。
水戸委員	4箇所ほどボーリング調査するということで、農地が2箇所で、林野が2箇所で許可申請はこの2箇所の農地についてです。 申請者とボーリング箇所の立会をしております。 牧草地として利用されておりますが、ボーリングしたあとの復元の確実性、進入についてもキャタピラのついた運搬車で資材を運んで行うとのことで、牧草地にはほとんど影響はありません。 よって特に問題になることはありません。 以上です。
議長	議案第2号について、質疑を許します。 質疑ございませんか。
各委員	(異議なしの声)
議長	質疑がありませんので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事

に意見を送付いたします。

議案第3号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてを、議題に供します。

事務局より説明願います。

事務局

議案第3号、農地利用状況調査に伴う非農地の承認についてご説明いたします。

本議案は、農地利用状況調査に伴い農地の確認をした結果、非農地と判断できる農地、及び、以前より転用済みの農地などが発見されましたので、農地台帳から筆数合計873筆、面積合計1,458,876.97㎡を削除するためのものです。

(スライド上映)

議長

議案第3号について、質疑を許します。

質疑ございませんか。

坂本委員発言を許します。

坂本委員

通常一般的な議案の場合は、現職の農業委員の案件については、退席して審議することとなっておりますが、今まで3・4回この非農地の議案の中で現職の委員の農地があったのか、なかったのか、また、仮にあった場合、退席する必要があるのか無いのかお伺いします。

議長

事務局説明願います。

事務局

今までの議案としては、委員個人の所有地は有りました。

その際には退席いただいております。

また、委員に係る議案については、むつ市農業委員会会議規則第13条の2（議事参与の制限）委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとありますので、その際には退席いただくことになります。

議長

坂本委員発言を許します。

坂本委員

議案番号第52番、第66番に●●●●●ということ調査の結果出ているわけですが、我々のなかま同志に●●●●●の代表がおるわけですね、通常●●●●●については、これはどういう組織か私は存じあげておりませんが、農業の根幹の部分で補助金が相当でている部分だと、私は認識しておるわけです。

この場所でこういう案件でまとめて出てくるというのが、私はふさわしくないんじゃないかと思うわけで。

この土地が今後ですね川内町っていま町が無いわけですね、誰のものでどこに行くのか現況を聞きたい。

議長

事務局説明願います。

事務局

もう一度お願いします。

坂本委員	●●●●●の土地が、利用調査で町の物なのか、個人の物なのか、あるいは組織だとすれば、その組織が農地を持った経緯について、また、組合があるとすれば組合員の資産ということになりませんが、本議案は、個人の所有農地などを、審議するものだと思っていたものですから。
事務局	所有した経緯までは存じあげておりませんが、●●●●●した際には、農地を換地処分いたしまして、共有の通路、水路は共有の施設地として●●●●●として残っているケースがあるのは記憶にあります。
坂本委員	それは旧むつ市内にもあり、市としては、保全するための予算が出てるのではないかな、というような気持ちがあるわけです。 だから、その上で議案として出てくる筋合いがないんでないかなということを感じるわけです。 むつ市でも補助金でているんじゃないでしょうか。
議長	事務局どうぞ
事務局	スライドを表示しましたが、この水路部分です。 換地処分した際に個人に払い下げられない部分、維持管理として交付金などで、●●●●●が行っているのかもしれませんが。 これは水路などの部分で、ここでは耕作は出来ないと思われます。
坂本委員	水路だったら水路で議案として上げて来る必要無いんじゃないの。
事務局	登記地目が田となっておりまして、農地台帳上も田として残っております、そうなりますとこれも農地の扱いということになります。 農地ということになればパトロールで、耕作再開しなさいという、指導の対象となります。 指導した際には、この水路を耕作させるのかとなった場合、現実的ではないと思います。 よって農業施設として転用済みであると判断すべきではないかと思います。
議長	柴田委員
柴田委員	坂本さんの質問に関連して、実はこの場所は川内中学校、小学校の反対側の裏通りだと思うんですけども、この土地の一部は以前農業委員会で去年一昨年から田名部の人に農地を賃貸で田んぼにするということで、農業委員会にかかっています。 それからずっとこういつてですね脇野沢寄りの方は、ほとんど虫食いで旧●●●●●の場所が虫食いで、もう非農地化しているわけです。 この一体をある川内の方が、農業と関連して太陽光発電をやりたいという構想を出したんですけども、県の農地調整課の方との話で、それから、むつ市のいわゆる農業関係の担当の方との話の中で、この地域については転用を認めないという、その強い姿勢が押し出されたわけです。

その区域の場所がほとんど非農地になるという、だから、虫食いになる可能性がある場所になったというで、その農地行政の方と、我々が農業委員会の立場として、それから本当の農業やってるむつ市の農業の方の担当者と、それから県の担当者の関係では、その際にそのむつ市が認めればその太陽光発電もいいんだってというような話だった。

ところがこう見ると、殆どがもうとにかく虫食いになってしまってる状態、私も車で往復してるわけですけど、見ればですね、もうどんどんどんどん虫食いになってる。

これはこのくらいで非農地として認定されてしまえばですね、もうこの一体は、だから●●●●●の所有地又は、一部共有地になってるんだろうけども、そういうものまで非農地にしてしまっていていいのかどうか、これは問題がありそうな気がします

現実の問題として。

議長

事務局

事務局

申し訳ありませんが私は、議事に対して参与できる農業委員ではありません、議案説明をするだけであり、求められれば法令関係などの読み上げをする程度でしかありません。

柴田委員が今言ってるしたのは、おそらく去年一昨年ぐらいに●●●●●●●が相談にきたのは、この農用地のラインの内側で、川内庁舎がこの辺にあって、その北の方、この辺は農用地区域となっております、●●●●●●●が相談に来られたのは、農用地区域内のこの辺です。

この辺一体の農用地区域の転用を相談に来たので、農用地区域なので、営農型の転用でなければ、原則許可されないことを、ご説明いたしました。

もし、むつ市が農用地区域から除外するのであれば、転用可能になるという話になったと思って聞いております。

旧川内町での経緯については、私も詳しくは知りませんが、この部分については、農用地から除外されております。

農業振興地域ではありますが、農用地区域からは除外された部分にあり、おそらく●●●●●●●で、貯水池を設け水路を整備した部分でありますので、私個人が考えるのは、やはり農地としてではなく、先ほど申し上げたとおり、農地として復元、耕作の指導対象ではなく、農業用施設として必要な水路であり、農業用施設として転用済みである、と解釈するのがいいのではないかと思います。

もし農地であるとした場合には、農地への復元、耕作の指導する立場に農業委員はあります。

今回はこの2件を保留して、議決するのであれば、それは別段構いませんが、農地という判断になった場合には、農業委員として、●●●●●●●に対し農地への復元、耕作再開の指導をしていただくことになります。

議長

野里委員

野里委員

実は私は●●●●●●●の役員をやっているんですが、その池2つは貯水池として今まで使われてきたと思うんです。

下にもまだ田んぼが残っている、●●●●●●●のこの場所があるんですが、

現在は、はたしてどうなってるものか、私もわかりませんが、●●●●●の貯水池、水路はほとんど●●●●●のものになってるのではないかなと私は思います。

議長 それを農地から除外するということは、これでいいの。

野里委員 それは答えられない。

議長 答えられない。
答えられないということは、●●●●●は申請したのか。
非農地の申請はどうなっているの。

野里委員 ●●●●●は反対したはずだな。

議長 誰が申請したの。

事務局 あくまでもパトロールの結果で議案にしています。

議長 そうすると川内の委員が現地を調査して申請したわけでしょ。

野里委員 ●●●●●ですか。

議長 いや、今回の調査。

野里委員 ずっと昔のことだから、わからないけれども。

坂本委員 今回調査した結果だから。

議長 農業委員が歩いて調査した結果での議案であります。
●●●●●は別にしてにして、農業委員の調査で農地除外ということ
なんだから、地元の委員たちが現地を調査した結果だと思うんですよ。

水戸委員 現地調査した時にはそこまでは突っ込んではいなくて、結局その現地が非農地、要するにどういう状況というのを、それを農業委員が確認しただけで、それを要するに非農地にする、非農地にしないというのを、たしかそれはね、通ってないはずだと思うんですが。

坂本委員 その判断は、今やればいい。

議長 事務局どうなの。

事務局 例えば、今回はこの2つを保留し、それ以外を議決していただくとか。

坂本委員 これはこれで保留しておけばいい。

事務局 その場合はそれで構いませんが、先ほど申し上げたとおり、農地であると

判断した場合は、ここを農地への復元、耕作の指導を、●●●●●に行っていただくことになります。

ただこのままだと、議事が進まないと思いますので、この2つを除外して進めていただくということも。

柴田委員

議長。

議長

柴田委員。

柴田委員

結局あの確かに現地を見た農業委員の方々は、状態は非農地になってるんだから、それはわかります。

形状として立会したわけですから、だけどここの場所は、そういう具合にさっき申し上げたように、●●●●●が行われた地域であって、しかも、個人名になってるけども、川内の●●●●●の区割りになってるだけであって、●●●●●の名前になってる分は、登記を個人にされない、共有分だけがでてるわけで、この全体が、ここは●●●●●で、改良工事を行った区域なんです。

そういった意味で●●●●●のいわゆる農業のその資本形成したわけですから、その土地はむつ市の農業関係では、ここは転用は駄目だんだと、こういう話をされてるわけです。

県の方では、地元の市が認めれば、それは県の方としては対応する。

だけれども地元では認めないという形になって、本人にそう伝達されてるわけで、また相談に来た場合には、そういうことを言われてるわけです

だから、そうすればこの部分を、確かに現状は非農地の状態になってるんだけど、はたしてそこは農地として残さなくてもいいのかどうか、という問題はやっぱり農業委員会全体で考えるべき問題だと私は思うんです。

だから、立会した農業委員の責任だけでなく、現状はこうなってるんだという、けれど、ここはホントに農地として今後守らなければならないのかどうかというこの決定は農業委員会が、やっぱりきちっとして、しかも市長部局の農地の担当とも、●●●●●を担当した係との折衝をしなきゃいけない場所だと私は思うんです。

議長

はい、わかりました

そうすると今日はこの分だけ除外して、農業委員と農林畜産課とよく相談した結果、答えを出した方がいい。

その上で、もう一回審議することがいいと思いますけども、それでいかがでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

議長

はい、ではそのように致します

議長

あと他にありませんか。

はい、藤沢委員。

藤沢委員

それでは一般的なことなんだけれども、こういうふうに3条に申請する。

そうすれば規模拡大で、いくらいくらという、そしてこういうのを経営しています。

今はないんだけど土地もだいぶ、経営地があるような、けれども実際耕作して、いっぱい経営してる。

この3条の譲受人の経営地が実際経営しているのか、それとも所有している農地かはっきりわかってるんですか。

その調査した人達が、実際現地を立ち会ってみて、全部所有してるのか、農地を耕作しているのか、所有しているのみなのか。

議長

藤沢委員、今は議案第3号ですので、農地法第3条については、議案第1号で終わっておりますので。

議事を進めます。

他に質疑ありませんか。

各委員

(異議なし)

議長

質疑がありませんので、番号第52番、第66番を保留することで、議案第3号は原案のとおり承認いたしました。

続きまして、農地の転用事実に関する照会について等、報告事項が2件あります。

事務局より、説明願います。

事務局

報告事項、農地の転用事実に関する照会について、2件についてご説明いたします。

報告第1号、申請地は大曲一丁目17番4、地目は畑、面積409㎡についてであります。

調査につきましては、平成27年12月9日杉山重一委員、林委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より家が建っていた部分の分筆であるため非農地と回答いたしました。

報告第2号、申請地は大字田名部字品ノ木34番744、地目は畑、面積387㎡についてであります。

調査につきましては、平成27年12月18日北川委員、杉山重一委員、菅原委員、事務局で調査した結果、相当年数以前より耕作されておらず、農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれるため非農地と回答いたしました。

報告は以上です。

議長

以上で、本日の議案審議及び報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして、むつ市農業委員会第729回総会を閉会します。

10. 会議録署名委員

会議録署名委員

村 口 鉄 雄

会議録署名委員

野 里 岩 雄